

株式会社キャリアメイク 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を整えることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、以下のように行動計画を策定する。

1、計画期間 平成 30 年 1 月 15 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間

2、内容

目標 1：計画期間内に、育児休業の取得状況を以下の水準以上にする

男性社員：計画期間内にて 1 人以上取得すること

女性社員：取得率を 50%以上とすること

(対策)

- ・平成 30 年度～
 - ・労働基準法や育児介護休業法の諸制度、及び雇用保険法における育児介護休業給付などを周知するため、パンフレット作成及び配布、並びに講習会の実施
 - ・男性も育児休業を取得できることを周知するための講習会の実施
 - ・育児休業希望者に対する、職場復帰等の具体的な内容の講習会の実施

目標 2：平成 35 年 3 月までに、年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均で 10 日以上とする

(対策)

- ・平成 30 年度～
 - ・年次有給休暇取得を啓蒙するためのパンフレットを作成、配布することでの周知
 - ・正社員に対する講習会を年に 1 回実施

以上